

港区芝浦 3-2-22 田町交通ビル 3階  
TEL : 03-3769-6571 FAX : 03-3769-6570

発行日 2023年2月20日  
発行人 慶島 譲治

交運労協URL <http://www.koun-itf.jp>

## 【立憲民主党 国土交通部会による地活性化法改正に関するヒアリング】

### 持続可能な地域公共交通の実現に向けた法案整備を求める！

交運労協は、2月15日、衆議院第一議員会館で開催された立憲民主党国土交通部会による「地域公共交通活性化再生法（地活性化法）改正法案」に関するヒアリングに出席し、持続可能な地域公共交通の実現に向けた法案整備を求めた。

冒頭、慶島事務局長より、「まずは法案に対する基本的な考え方として、①持続可能な地域を形成するために公共交通は不可欠であり、国の政策として地域公共交通を確保すること、②鉄道存廃の焦点化ではなく、各地域でいかなる公共交通の手段が最も望ましいのか、利用者目線で検討すること、③各地域の利用者がいかなる公共交通を求めているのかを基本に考えること、④交運労協の役割として、部分最適ではなく全体最適を前提に、各モードの連携によるシームレスな交通体系の構築を求めていること、以上4点である。続いて、『再構築方針の作成等』については、①国のリーダーシップ、②縦割り行政からの脱却、③労働組合の参画、④物流との連携によるローカル鉄道の活用策、⑤貨物輸送の動脈としての位置付け、⑥安易なバス転換論への警鐘、以上の6点である」と指摘した上で、それぞれの事項を詳細に説明し、今次法改正への意見を述べた。

その後、出席議員からの質疑に入った。

Q. 近藤和也衆議院議員（石川3区）：地方公共交通をどのように維持していくかという、今次法案の議論は大いに結構だが、大都市圏は地方のことなので無関係と見てはしないか危惧している。いわゆる交通安全保障を全国民で考えていくべきと考えるが、立憲民

主党はどのような立ち位置で臨めばよいか、ご示唆願いたい。

A. 慶島事務局長：都市部の収益で地方の赤字路線を内部補助で維持してきたが、残念ながら、コロナ禍により内部補助方式は限界を来している。地域公共交通を郵便のようにユニバーサルサービスの位置づけとして、維持できないかという視点でご議論頂ければと考える。

交運労協は、地活性化法改正にあたって、議員懇と連携しながら対応していく。

以上

